

刑事に関する共助に関する日本国とベトナム社会主義共和国との
間の条約

刑事に関する共助に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約

日本国及びベトナム社会主義共和国（以下「両締約国」という。）は、

刑事に関する共助の分野における両国間の協力を一層実効あるものとすることを希望して、
次のとおり協定した。

第一条 趣旨、目的及び共助の範囲

1 各締約国は、他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの条約の規定に従って共助を実施する。

2 共助には、次の措置をとることを含む。この条約において「物件」とは、証拠となる書類、記録その他の物をいう。

- (1) 証言又は供述の取得
- (2) 物件の取得（捜索又は差押えによるものを含む。）
- (3) 人、物件又は場所の見分

- (4) 人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定
 - (5) 公的機関の保有する物件の提供
 - (6) 請求国における出頭が求められている者に対する招請の伝達
 - (7) 拘禁されている者の身柄の一時的な移送であつて証言の取得その他の目的のためのもの
 - (8) 刑事手続に関する文書の送達
 - (9) 犯罪の収益又は道具の没収及び保全並びにこれらに関連する手続についての共助
 - (10) 被請求国の法令により認められるその他の共助であつて両締約国の中央当局間で合意されたもの
- 3 この条約は、両締約国間での共助のみを目的とする。この条約の規定は、請求された共助の実施を妨げ、又は証拠を排除することに関し、私人の権利を新たに創設するものではなく、また、私人の既存の権利に影響を及ぼすものではない。

第二条 中央当局

- 1 各締約国は、この条約に規定する任務を行う中央当局を指定する。日本国については、中央当局は、法務大臣若しくは国家公安委員会又はこれらがそれぞれ指定する者とする。ベトナム社会主義共和国につい

ては、中央当局は、最高人民検察院とする。

2 この条約に基づく共助の請求は、請求国の中央当局から被請求国の中央当局に対して行われる。

3 両締約国の中央当局は、この条約の実施に当たって、相互に直接連絡する。

第三条 共助の拒否事由

1 被請求国の中央当局は、次のいずれかの場合には、共助を拒否することができる。

(1) 被請求国が、請求された共助が政治的性質を有する犯罪に関連すると認める場合

(2) 被請求国が、請求された共助の実施により自国の主権、安全その他の重要な利益が害されるおそれがあると認める場合

(3) 被請求国が、共助の請求がこの条約に定める要件に適合していないと認める場合

(4) 被請求国が、共助の請求が何人かを人種、宗教、国籍、民族的出身、政治的意見若しくは性を理由に訴追し若しくは刑罰を科する目的でなされていると、又はその者の地位がそれらの理由により害されるおそれがあるとする十分な理由があると認める場合

(5) 被請求国が、請求国における捜査、訴追その他の手続の対象となる行為が自国の法令によれば犯罪を

構成しないと認める場合

(6) 被請求国が、請求された共助が当該共助に係る犯罪又は同一の行為により構成される他の犯罪について被請求国において確定判決を受けたことのある者の訴追に関連すると認める場合

(7) 被請求国が、自国の法令によれば時効の完成によって請求された共助に係る犯罪について訴追し、又は刑罰を科することができないと認める場合

(8) 被請求国が、共助の請求を受け入れることが自国の共助に関する法制に反すると認める場合

2 被請求国の中央当局は、1の規定に基づき共助を拒否するに先立ち、自国が一定の条件を付して共助を実施することができると認める場合には、請求国の中央当局と協議する。請求国は、当該条件を受け入れる場合には、これに従う。

3 被請求国の中央当局は、共助を拒否する場合には、請求国の中央当局に拒否の理由を速やかに通報する。

第四条 請求の内容及び形式

1 請求国の中央当局は、共助の請求を書面によって行う。ただし、請求国の中央当局は、被請求国の中央

当局が書面以外の信頼し得る通信の方法を適当と認める場合には、当該方法により共助の請求を行うことができる。この場合には、請求国の中央当局は、共助の請求の追加的な確認の書面をその後速やかに提出する。共助の請求には、両締約国の中央当局間に別段の合意がある場合を除くほか、被請求国の言語による翻訳文（緊急の場合には、英語による翻訳文）を添付する。

2 共助の請求に当たっては、次の事項について通報する。

- (1) 捜査、訴追その他の手続を行う当局の名称
- (2) 捜査、訴追その他の手続の対象となる事実
- (3) 捜査、訴追その他の手続の内容及び段階

(4) 請求国の関係法令の条文

(5) 請求する共助の内容についての説明

(6) 請求する共助の目的についての説明

3 共助の請求に当たっては、次の事項のうち必要と認めるものについて可能な範囲で通報する。

- (1) 証言、供述又は物件の提出が求められている者の特定及び所在地に関する情報

- (2) 証言、供述又は物件の取得又は記録の方法についての説明
- (3) 証言又は供述の提出が求められている者に対する質問表
- (4) 取得されるべき物件及びその身体が搜索されるべき人又は搜索されるべき場所についての説明
- (5) 見分されるべき人、物件又は場所に関する情報
- (6) 人、物件又は場所の見分の実施及び記録の方法（見分に関して作成されるべき文書による記録の様式を含む。）についての説明
- (7) 特定されるべき人、物件若しくは場所又は特定されるべきこれらの所在地に関する情報
- (8) 招請の伝達を受けるべき者の特定及び所在地並びにその者と手続との関係に関する情報
- (9) 請求国の関係当局への出頭が求められている者に支払うことを認める手当及び経費に関する情報
- (10) 請求する共助の実施の際に従うべき特定の方法についての説明（(2)及び(6)に規定する説明を除く。）
- (11) 犯罪の収益又は道具、これらの所在地及びこれらの所有者の特定についての説明
- (12) 請求する共助を秘密のものとして取り扱うべき必要性についての説明
- (13) 請求する共助の実施を希望する期限

(14) 請求する共助の実施を容易にするために被請求国の注意を喚起すべきその他の情報

4 被請求国が、共助の請求に当たって通報された情報が共助の実施を可能とする上でこの条約に定める要件を満たすために十分でないと認める場合には、被請求国の中央当局は、追加的な情報を提供するように要請することができる。

第五条 請求された共助の実施

1 被請求国は、請求された共助をこの条約の関連規定に従って速やかに実施する。被請求国の権限のある当局は、共助の実施を確保するためにその権限の範囲内で可能なあらゆる措置をとる。

2 被請求国は、請求された共助をこの条約の規定及び自国の法令に従って実施する。被請求国は、自国の法令に反しない限りにおいて、適当と認める場合には、前条3(2)、(6)又は(10)に規定する方法で共助の請求に示されたものに従う。

3 被請求国の中央当局は、請求された共助の実施が自国における進行中の捜査、訴追その他の手続を妨げると認める場合には、当該実施を保留することができる。被請求国の中央当局は、自国が一定の条件を付して共助を実施することができると認める場合には、請求国の中央当局と協議する。請求国は、当該条件

を受け入れる場合には、これに従う。被請求国の中央当局は、請求国の中央当局に当該実施の保留の理由を通報する。

4 被請求国は、請求国の中央当局が要請する場合には、共助の請求が行われた事実、請求された共助の内容、共助の実施の成果その他共助の実施に関する関連情報を秘密のものとして取り扱うよう最善の努力を払う。被請求国の中央当局は、これらの情報を開示することなしに請求された共助を実施することができない場合には、請求国の中央当局にその旨を通報するものとし、請求国の中央当局は、このような状況にもかかわらず当該共助が実施されるべきかどうかを決定する。

5 被請求国の中央当局は、請求された共助の実施の状況に関する請求国の中央当局による合理的な照会に回答する。

6 被請求国の中央当局は、請求国の中央当局に対し、請求された共助の実施の結果につき速やかに通報するものとし、また、その結果取得された証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を提供する。被請求国の中央当局は、請求された共助の全部又は一部を実施することができない場合には、その理由につき請求国の中央当局に通報する。

第六条 費用

- 1 被請求国は、両締約国の中央当局間に別段の合意がある場合を除くほか、請求された共助の実施に要する全ての費用を負担する。
- 2 1の規定にかかわらず、鑑定人に支払う手数料、翻訳、通訳及び記録に要する費用、第十四条及び第十五条の規定に基づく人の移動に要する手当及び経費並びに特別な費用については、請求国が負担する。
- 3 両締約国の中央当局は、請求された共助を実施するために特別な費用が必要であることが明らかとなる場合には、当該共助を実施するための条件について決定するために協議する。

第七条 使用制限及び秘密性

- 1 請求国は、被請求国の中央当局の書面による事前の同意なしに、共助の請求に示された捜査、訴追その他の手続を除くほか、この条約の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を使用してはならない。
- 2 被請求国の中央当局は、請求国がこの条約の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を秘密のものとして取り扱い、又は当該中央当局が定めるその他の条件に従ってのみ

使用することを要請することができる。請求国は、当該物件を秘密のものとして取り扱うことに同意し、又は当該条件を受け入れる場合には、これに従う。

3 請求国は、この条約の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を不法なアクセス、使用及び改変、滅失又は濫用から保護するよう最善の努力を払う。

第八条 物件の返還

1 被請求国の中央当局は、請求国がこの条約の規定に従って提供される物件を当該中央当局が定める条件（当該物件に係る第三者の利益を保護するために必要と認めるものを含む。）に従って輸送し、及び保管することを要請することができる。

2 被請求国の中央当局は、この条約の規定に従って提供される物件が共助の請求に示された目的のために使用された後、請求国が当該中央当局が定める条件に従って当該物件を返還することを要請することができる。

3 請求国は、1又は2の規定に基づいて行われた要請に従う。請求国は、当該要請が行われた場合において、見分により物件を損傷し、又は損傷するおそれがあるときは、被請求国の中央当局の事前の同意なし

に当該物件を見分してはならない。

第九条 証言又は供述の取得

1 被請求国は、証言又は供述を取得する。被請求国は、そのための強制措置が必要であり、かつ、共助の請求が当該強制措置をとることを被請求国の法令において正当化する情報を含む場合には、当該強制措置をとる。

2 被請求国は、自国の法令に反しない限りにおいて、証言又は供述の取得に係る共助の請求に示された特定の者が当該共助の実施の間立ち会うことを可能とするよう最善の努力を払うものとし、また、当該者が証言又は供述の提出を求められている者に対して発せられるべき質問を提出することを認める。

3 (1) 被請求国は、この条の規定に従って証言又は供述の提出を求められている者が請求国の法令に基づいて免除、不能又は特権を主張した場合であっても、証言又は供述を取得する。

(2) 被請求国は、証言又は供述を取得するに当たり(1)の主張がなされた場合には、請求国の権限のある当局による当該主張の処理のため、当該主張を付して当該証言又は供述を文書化し又は記録した物を請求国の中央当局に提供する。

第十条 物件の取得

1 被請求国は、物件を取得する。被請求国は、そのための強制措置（搜索又は差押えを含む。）が必要であり、かつ、共助の請求が当該強制措置をとることを被請求国の法令において正当化する情報を含む場合には、当該強制措置をとる。

2 被請求国は、物件の取得に係る共助の請求に示された特定の者が当該共助の実施の間立ち会うことを可能とするよう最善の努力を払う。

3 (1) 被請求国は、この条の規定に従って物件の提出を求められている者が請求国の法令に基づいて免除又は特権を主張した場合であっても、物件を取得する。

(2) 被請求国は、物件を取得するに当たり(1)の主張がなされた場合には、請求国の権限のある当局による当該主張の処理のため、当該主張を付して当該物件を請求国の中央当局に提供する。

第十一条 人、物件又は場所の見分

1 被請求国は、人、物件又は場所の見分を行う。被請求国は、そのための強制措置が必要であり、かつ、共助の請求が当該強制措置をとることを被請求国の法令において正当化する情報を含む場合には、当該強

制措置をとる。

- 2 被請求国は、人、物件又は場所の見分に係る共助の請求に示された特定の者が当該共助の実施の間立ち会うことを可能とするよう最善の努力を払う。

第十二条 人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定

被請求国は、自国に所在する人、物件若しくは場所を特定し、又はこれらの所在地を特定するよう最善の努力を払う。

第十三条 公的機関の保有する物件の提供

- 1 被請求国は、自国の公的機関が保有する物件であつて公衆が入手可能なものを請求国に提供する。
- 2 被請求国は、自国の公的機関が保有する物件であつて公衆が入手できないものについては、自国の権限のある当局が入手できる範囲及び条件と同等の範囲及び条件で、請求国に提供することができる。

第十四条 招請の伝達

- 1 被請求国は、自国に所在し、請求国の関係当局への出頭が求められている者に対し当該者が招請されていることを伝達する。

- 2 請求国の中央当局は、1に規定する出頭のために自国が支払う手当及び経費の限度につき被請求国の中央当局に通報する。被請求国の中央当局は、出頭が求められている者の回答につき請求国の中央当局に速やかに通報する。

第十五条 拘禁されている者の一時的な移送

- 1 証言の取得その他の目的のため、被請求国によって拘禁されている者の身柄が請求国の領域にあることが必要とされる場合には、被請求国は、当該目的のため、当該者の身柄を請求国へ一時的に移す。ただし、被請求国の法令において認められる場合であつて、当該者が同意し、かつ、両締約国の中央当局が合意するときに限る。

- 2 (1) 請求国は、被請求国が別段の取扱いについての承認を与える場合を除くほか、1の規定に従つて身柄を移された者を拘禁する。

- (2) 請求国は、両締約国の中央当局による事前の合意その他の合意に従い、1の規定に従つて身柄を移された者を被請求国に直ちに送還する。

- (3) 1の規定に従つて身柄を移された者が請求国によって拘禁された期間（移送に要する期間を含む。）

は、被請求国における当該者の刑期に算入する。

第十六条 保護措置

1 第十四条の規定に従って請求国の関係当局に出頭が求められている者又は前条の規定に従って請求国に身柄を移された者は、被請求国を離れる前のいかなる行為又は有罪判決を理由としても、請求国の領域内において拘禁、訴追、処罰又は身体の自由についての制限の対象とならない。当該者は、共助の請求に示された特定の手続以外のいかなる手続においても証言、供述又は物件を提出することを強制されず、また、共助の請求に示された特定の手続以外のいかなる手続についても協力することを強制されない。ただし、当該者が別段の同意を与え、かつ、両締約国の中央当局間に別段の合意がある場合は、この限りでない。

2 (1) 第十四条の規定に従って請求国の関係当局に出頭が求められている者に対し1の規定に従って与えられる保護措置は、次のいずれかの時に終了する。

(a) 当該者が自らの出頭が必要でなくなった旨を関係当局によって書面により通知された後連続する十五日が経過した時

(b) 当該者が請求国から離れた後、任意に請求国に戻った場合にあってはその時

(c) 当該者が出頭期日に関係当局に出頭しなかった場合（やむを得ない事情によるものを除く。）にあつてはその時

(2) 請求国の中央当局は、(1)(a)の通知が行われた場合又は保護措置が(1)(b)若しくは(c)の規定に従つて終了した場合には、被請求国の中央当局にその旨を遅滞なく通報する。

3 前条の規定に従つて請求国に身柄を移された者に対し1の規定に従つて与えられる保護措置は、当該者が被請求国に送還されたときに終了する。

4 第十四条の規定の下で請求国の関係当局に出頭しない者又は前条の規定の下で請求国への身柄の移送に同意しない者は、共助の請求又は当該者の出頭に関連する文書における記述のいかんを問わず、その出頭しないことを理由として、請求国においていかなる制裁も課されず、また、いかなる強制措置の対象ともならない。

第十七条 犯罪の収益又は道具

被請求国は、自国の法令が認める範囲内で、犯罪の収益又は道具の没収及びこれらに関連する手続につい

て共助を実施する。当該共助には、当該収益又は道具を保全する措置を含めることができる。

第十八条 文書の送達

1 被請求国は、送達のために請求国から送付される刑事手続に関する文書の送達を実施する。

2 共助の請求が請求国の関係当局への出頭を求める裁判上の文書の送達に係るものである場合には、当該共助の請求は、出頭期日の少なくとも九十日前までに被請求国によって受領されるものとする。被請求国は、緊急の場合には、この要件を免除することができる。被請求国の中央当局は、第五条6の規定に従ってこのような共助の実施の結果を通報するに当たり、請求国の中央当局に対し、送達が実施されたこと並びに送達が実施された日付、場所及び方法を書面により通報する。

3 この条の規定に従って送達された裁判上の文書であって請求国の関係当局への出頭を求めるものに従わない者は、当該文書における記述のいかんを問わず、その従わないことを理由として、請求国においていかなる制裁も課されず、また、いかなる強制措置の対象ともならない。

第十九条 情報の提供

1 両締約国は、事前の要請がない場合においても、自国の法令が認める範囲内で、刑事に関する情報を相

互に提供することができる。

2 情報を提供する締約国は、情報を受領する締約国による当該情報の使用について条件を付すことができる。この場合において、情報を提供する締約国は、情報を受領する締約国に対し、提供される情報の性格及び付される条件について事前に通報する。情報を受領する締約国は、当該条件に合意する場合には、これに従う。

第二十条 認証

いずれか一方の締約国がこの条約に従って送付する書類であつて、当該締約国の権限のある当局又は中央当局の署名又は押印によつて証明されているものは、認証その他の証明なしに、他方の締約国によつて受領される。被請求国は、請求国の要請があるときは、自国の法令に反しない限りにおいて、共助の請求に示された他の様式により、この条約に従って送付する書類を認証することができる。

第二十一条 他の文書との関係

この条約のいかなる規定も、いずれか一方の締約国が他の適用可能な国際協定又は適用可能な自国の法令に従つて他方の締約国に対して共助を要請し、又は実施することを妨げるものではない。

第二十二條 協議

1 両締約国の中央当局は、この条約に基づく迅速かつ効果的な共助の実施を促進する目的で協議するものとし、当該目的に必要な措置について決定することができる。

2 両締約国は、必要に応じ、この条約の解釈又は実施に関して生ずるいかなる問題についても協議する。

第二十三條 見出し

この条約中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この条約の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二十四條 効力発生及び終了

1 この条約は、両締約国が、この条約の効力発生に必要な自己の内部手続を完了した旨を相互に通知する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、この条約の効力発生の日以後に行われる共助の請求（請求された共助がこの条約の効力発生の日前に行われた行為に係るものである場合を含む。）について適用する。

3 この条約は、両締約国の間の書面による合意によつて改正することができる。

4 いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対して外交上の経路を通じて書面による通告を与えることにより、いつでもこの条約を終了させることができる。終了は、当該通告を受領した日の後百八十日目の日
に効力を生ずる。

5 この条約の終了は、この条約の終了の日までに請求された共助を実施しない理由としてはならない。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千二十一年十一月二十四日に東京で、ひとしく正文である日本語、ベトナム語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

山田 滝雄

ベトナム社会主義共和国のために

レー・ミン・チー